

福島県 川俣町

(基本方針)

川俣町は、避難指示区域に指定されている山木屋地区を除き、復旧は概ね平成23年度に完了している。

山木屋地区については、河川、道路などへの被害調査は既に完了しているものの、復旧が一部完了していない状況にある。そのため、インフラなどの安全確認及び復旧を行うとともに、公共施設等の復旧に向け、迅速に対応していく必要がある。

また、インフラ復旧にあたっては除染との工程調整や放射線管理が重要である。

1. 河川

○県管理河川

① 被災の状況と復旧の予定、方針

避難指示解除準備区域内の被災箇所 1箇所(平成23年災(台風15号))
平成26年度に復旧工事が完了した。

○町管理河川

① 被災の状況と復旧の方針、予定

山木屋地区においては未調査となっていたが、平成27年度において、随時現地調査を実施した。今後も、随時調査を継続し、被害を確認すれば復旧計画を策定し、早急に復旧を行う。

② 平成27年度の目標

復旧箇所の放射線量が高く、掘削残土の移動を地区外にはできない。また、残土処分地の見通しが立っていないことから事業は未着手となっている。今後、残土処分地及び処分方法が決定次第、調査の実施及び復旧工事の実施を目指す。

③ 平成27年度に実施したこと(成果)

27年度において、随時、河川の災害調査を実施。地震によると思われる被災は、確認されていない。

④ 平成28年度の目標

放射線量が高いと考えられる復旧箇所については、掘削残土の移動を地区外にはできず、残土処分地の見通しが立っていないが、今後、残土処分地及び処分方法が決定次第、被災が確認された箇所については、速やかに復旧を行う。あわせて、随時、河川の現地調査を継続する。

2. 道路

○町管理道路

① 被災の状況と復旧の方針、予定

道路については、被災状況調査及び災害査定を平成23年度に実施しており、全体として68路線108箇所地震による被害が確認され、平成23年度中に66路線106箇所の復旧工事を完了している。

未復旧となっている2路線(町道向出山・広久保線、町道坂下・坂下向山線)については、平成26年度で除染が完了していることから、平成27年度内に復旧工事を完了した。

また、山木屋地区については、上記以外の町道についても、必要最小限の維持管理を行っているのみであるため、インフラ復旧と除染作業との工程を調整しつつ、山木屋地区住民の帰還にあわせて補修工事を実施する予定である。

② 平成27年度の目標

未復旧となっている2路線(町道向出山・広久保線、町道坂下・坂下向山線)については、平成26年度で除染作業が完了しているため、平成27年度中に復旧工事の完了を目指す。

その他の路線については、除染の進捗状況を見極めながら、平成27年度中に維持補修を行う。

③ 平成27年度に実施したこと(成果)

災害復旧工事2件

町道向出山・広久保線(補助)・・・完了(平成27年9月)

町道坂下・坂下向山線(単独)・・・完了(平成28年3月)

④ 平成28年度の目標

山木屋地区については、町道の除染が完了するとともに、住民の準備宿泊期間を延長し、実施されていることから、スムーズな準備宿泊に向けて、本格的な維持補修を実施する。

3. 農地・農業用施設

○ 県事業

① 被災の状況と復旧の方針、予定

避難指示区域に指定された山木屋地区の農地及び農業用施設は、避難により十分な維持管理ができないため、被災状況調査を実施し平成31年度までに整備工事完了予定である。また、同地区の農地除染後の速やかな農業復興を図るため、暗渠排水、用排水路等の基盤整備を推進する。

② 平成27年度の目標

調査・設計及び工事を行う。

③ 平成27年度に実施したこと(成果)

農業用水路(山木屋地区)の調査・設計及び工事を実施。1区~3区の水路改修工事着手。

暗渠排水(山木屋地区)の調査・設計を実施。

④ 平成28年度の目標

4区~5区の水路工事を実施する。

1区~5区の暗渠排水工事を実施する。

○ 町事業

① 被災の状況と復旧の方針、予定

町内の畜産業施設は平成24年10月までに調査・設計を実施し、平成25年3月までに復旧工事を完了した。

被害のあった林道花塚線及び林道箆ノ作南線は平成23年度に復旧工事を完了した。

山木屋地区の除染実施後、引き渡しが完了した農地の営農再開に向けて、除草等農地の保安全管理、地力回復等の取り組みを行う。

- ② 平成27年度の目標
除染実施後の農地について、除草等の保安全管理、地力回復等を行う。
- ③ 平成27年度に実施したこと(成果)
除染実施後の農地について、除草等の保安全管理、地力回復等を行った。
- ④ 平成28年度の目標
除染実施後の農地について、除草等の保安全管理、地力回復等を行う。

4. 文教施設

【教育施設】

- ① 被災の状況と復旧方針、予定
文教施設の災害復旧については、避難指示区域に指定されている山木屋地区を除き、平成23年度に被災した小・中学校校舎、体育館、プール等に係る災害復旧工事を完了している。また、山木屋地区の小学校施設災害復旧については、平成26年度に復旧工事を完了している。
山木屋中学校災害復旧については、小学校との連携など今後の運営について、調査・研究をしながら検討していくこととしている。

【山木屋小学校】

- ① 被災の状況と復旧方針、予定
平成23年度に被災状況調査を実施し、地震による校舎渡り廊下ジョイント部分の破損、教室等の亀裂、校庭及び周辺の地盤沈下、通路の崩落等が確認されている。平成23年度は校庭及び敷地周辺に係る調査・設計を完了している。また、平成24年度は校舎の災害復旧に係る調査・設計を完了し、平成26年度に復旧工事を完了した。

【山木屋中学校】

- ① 被災の状況と復旧方針、予定
山木屋中学校については、平成23年度に被災状況調査を行い、校舎については特に被災箇所は認められなかったが、体育館は基礎部分等に亀裂が入っており老朽化も伴い改築が必要な状況と見込まれており、小学校との連携による運営なども見据え、復旧のあり方等について検討していくこととしている。
- ② 平成27年度の目標
小中連携校について調査・研究し、復旧のあり方について検討していく。
- ③ 平成27年度に実施したこと(成果)
小中連携校について調査・研究し、復旧のあり方について検討した。

④ 平成28年度の目標

小中連携校について調査・研究し、復旧のあり方について検討していく。

【公民館】

① 被災の状況と復旧の方針、予定

小神公民館は、敷地の液状化及び建物本体・設備等が半壊状態となり施設の使用が不能となったため、平成23年10月までに、地質調査及び実施設計を完了し、平成24年8月に新築工事を完了した。

(施設概要) 木造・鋼板葺・平屋建 延べ床面積234.22㎡

【子どもの屋内運動場】

① 被災の状況と復旧の方針、予定

原子力災害による放射能への不安から、屋外での運動を自粛している当町の子どもたちが、安全・安心に運動できる施設を整備、提供することにより、子どもたちの運動機会を確保し、運動能力の回復と体力低下及び肥満傾向の改善を図る。子どもの屋内運動場は、平成26年8月に施設整備（改修）工事が完了し、平成26年9月12日に施設をオープンした。

(施設概要) 鉄骨造・亜鉛メッキ鋼板葺・2階建

床面積：1階285.71㎡ 2階252.17㎡

5. 保健・福祉・医療施設

① 被災の状況と復旧の方針、予定

避難指示解除準備区域内にある山木屋診療所は、平成23年6月から休止している。震災の影響により施設が破損したため、診療再開に向けて施設改修工事を行っている。

② 平成27年度の目標

山木屋診療所合併処理浄化槽設置等工事等、平成26年度中に改修できなかったところについて工事を行う。

③ 平成27年度に実施したこと（成果）

山木屋診療所単独浄化槽の砂埋め工事、合併浄化槽の埋設工事等を行い、施設の改修工事を終了し、施設が再開できる状態にした。

④ 平成28年度の目標

山木屋診療所指定管理者の選定を行い、平成28年度中の施設の再開を目指す。

6. 役場庁舎

① 被災の状況と復旧の方針、予定

東日本大震災により被災した役場庁舎は、耐震診断及び被災度区分判定により復旧不可能な倒壊に相当するとの結果を受け、新庁舎建設を進めている。

平成24年から基本構想の検討を開始し、平成28年3月末までの新庁舎完成を予定していたが、平成27年3月に執行した入札が不調となったことから、工期等の見直しの必要が生じたため、平成28年8月末の完成を目指し事業を進めていく。

② 平成27年度の目標

平成27年5月に新庁舎建設工事の再入札を行い、平成28年8月の新庁舎完成を目指す。

新庁舎建設工事の進捗状況に併せ、外構工事の発注を行う。

③ 平成27年度に実施したこと（成果）

繰越事業の敷地造成工事は平成27年5月末に完了した。

新庁舎建設工事の入札不調を受け、設計内容及び工期の見直しを行った。

平成27年5月に新庁舎建設工事の再入札を行い、同月に工事に着手した。

平成28年3月に外構工事の入札を行い、同月に工事に着手した。

④ 平成28年度の目標

新庁舎建設工事は平成28年8月末、外構工事は平成28年10月末の完成を目指し進めていく。

7. 公営住宅

○公営住宅（町営住宅）

① 被災の状況と復旧の方針、予定

農村広場応急仮設住宅は平成23年6月に完成。また町体育館応急仮設住宅及び中山工業団地応急仮設住宅第一・第二も平成23年7月に完成し入居している。

町営住宅は、平成23年度に調査済みであるが、避難指示区域に指定されている山木屋地区の町営住宅については、合併浄化槽が破損し、建物の傷みが激しい状況であるため、今後どのようにしていくか検討していく。

なお、平成27年度中に川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅（40戸予定）の建設に着工し、平成28年度に入居を予定している。また、県では川俣町内に山木屋地区住民、飯館村民等向けの復興公営住宅（80戸予定）の整備を計画している。

② 平成27年度の目標

住民の帰還にあわせて山木屋地区の町営住宅の合併浄化槽の破損の復旧を行う。

川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅（新中町地区）の建設工事を実施する。

③ 平成27年度に実施したこと（成果）

住民が帰還していないこと、及び建物自体の傷みが激しいため、山木屋地区の町営住宅の合併浄化槽の破損の復旧は未実施。

川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅（新中町地区）の調査・建設設計・造成工事・建設工事に着手した。

④ 平成28年度の目標

山木屋地区の町営住宅については、建物の傷みが激しい状況であるため、今後どのようにしていくか検討していく。

川俣精練跡地に山木屋地区住民向けの復興公営住宅（新中町地区）の建設工事を実施し、進捗状況に合わせ外構工事を施工する。8月に入居を目標とする。

○公営住宅（県営住宅）

① 被災の状況と復旧の方針、予定

川俣町壁沢地区に、避難指示区域に指定されている山木屋地区住民、浪江町民、飯館村民向けの復興公営住宅80戸を整備し、平成28年度の入居を予定している。

② 平成27年度の目標

用地買収し、工事に着手する。

③ 平成27年度に実施したこと(成果)

用地買収完了。

造成工事・建築設計に着手した。

④ 平成28年度の目標

造成工事・建築工事を完成させ、入居を完了する。

8. 除染

(市町村計画)

① 被災の状況と復旧の方針、予定

平成23年12月に策定された「川俣町放射性物質除染実施計画」(平成24年3月、9月改定)に基づき除染事業を実施し、生活圏の除染は平成27年度で完了予定である。その後は、事後モニタリング等の実施により、フォローアップ除染等の対応を検討する。

除染により発生した除去土壌等は仮置場に設置し、「環境回復検討会」における議論を踏まえつつ、中間貯蔵施設に搬入するまで保管・管理する予定である。

② 平成 27 年度の目標

生活圏の除染について、平成 27 年度の完了を目指す。完了地区は概ね 1 年後を目途に事後モニタリング等を実施し、実施結果等を踏まえ、合理性や実施可能性を判断した上で、フォローアップ除染等の対応を検討する。

除去土壌等の保管に必要な仮置場について、不足分の設置を図る。

③ 平成 27 年度に実施したこと

町発注の除染作業は、公共施設等が 9 月、森林(生活圏)が 12 月に完了。進捗率は、年度末(平成 28 年 3 月末)時点で、宅地、公共施設等、道路、森林(生活圏)が 100%である。

仮置場は、新たに 4 箇所を設置して必要数を確保した。

④ 平成 28 年度の目標

保留・辞退箇所への除染を実施し、事後モニタリング等の結果を踏まえたフォローアップ除染等の対応も検討する。また、リスクコミュニケーションによる放射線不安の払拭を図る。

山林や河川等については、国・県における検討を踏まえつつ、実施について検討する。

(国計画)

① 被災の状況と復旧の予定、方針

平成 24 年 8 月に策定された「特別地域内除染実施計画(川俣町)」(平成 25 年 12 月一部改定)に基づき、除染事業を実施し、平成 27 年 12 月までに、面的除染が終了(平成 27 年 9 月の関東・東北豪雨災害で被災した農地の一部等を除く)。

除染効果の維持を確認するため、事後モニタリングを実施する等、必要な除染のフォローアップを実施。

② 平成 27 年度の目標

農地、森林、道路についても除染等工事を加速度的に実施し、平成 27 年内(積雪期前)の終了を目標とする。

③ 平成 27 年度に実施したこと(成果)

除染等工事は、ピーク時には約 2,400 人/日の作業員数を確保し、12 月末までに農地、森林、道路の除染を終了。

除染で発生した除去土壌等の仮置場 39 箇所の維持管理を実施。

中間貯蔵施設へのパイロット輸送により、約 1,200 m³(袋)の除去土壌等を搬出。

④ 平成 28 年度の目標

除染効果の維持を確認するため、事後モニタリングを実施する等、必要な除染のフォローアップを実施。

中間貯蔵施設への輸送により、4,500 m³(袋)の除去土壌等を搬出。

〈参考〉川俣町における除染実施計画

http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/josen-area_p-kawamata.pdf

9. 災害廃棄物等処理（対策地域内廃棄物処理）

- ① 被災の状況と復旧の方針、予定
 - ・ 帰還の妨げとなる廃棄物について、仮置場への搬入を完了。
 - ・ 引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。

- ① 平成 27 年度の目標
 - ・ 引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。

- ② 平成 27 年度に実施したこと
 - ・ 帰還の妨げとなる廃棄物について、仮置場への搬入を完了。
 - ・ 被災家屋等の解体撤去を実施（約 40 件解体撤去）。
 - ・ 片付けごみの回収を実施。

- ③ 平成 28 年度の目標
 - 引き続き、対策地域内廃棄物の処理を実施。

10. 生活環境の整備

- ① 被災の状況と復旧の方針、予定
 - 避難指示区域に指定された山木屋地区の宅地から町道等までの取付道路について、避難により十分な維持管理ができないために通行等に支障をきたしているケースも想定されることから、住民の帰還を促進するために必要に応じて復旧施策を検討する。

- ② 平成 27 年度の目標
 - インフラ復旧と除染との工程調整をしつつ、復旧工事を行う。

- ③ 平成 27 年度に実施したこと（成果）
 - 未実施

- ④ 平成 28 年度の目標
 - 取付道路で通行等支障をきたしているケースの把握と、必要に応じて施策の検討を行う。

1.1. 山木屋地区復興拠点の整備

① 被災の状況と復旧の方針、予定

山木屋地区復興拠点は現在、避難指示解除準備区域及び居住制限区域となっている山木屋地区への住民の帰還促進、帰還後の生活再建、地域活性化を目的としている。地域のコミュニティ機能を含めた商業施設等を山木屋地区の商業、行政等公益的機能が集中する中心地に、段階的かつ早急に整備を進める。平成28年度中に商業施設の建設に着工し、平成29年3月の完成を予定している。

② 平成27年度に実施したこと（成果）

商業施設の早期整備に向けて調査・設計・用地取得を行い、造成工事に着手した。

③ 平成28年度の目標

商業施設の造成を行い、建築工事を実施し、平成29年3月に完了する。

各市町村における公共インフラ復旧の概況

福島県 川俣町

(復旧の概況)

- 生活に必須となる道路インフラについては、68路線108箇所地震による被害が確認され106箇所復旧をし、未復旧となっていた山木屋地区の2路線についても、平成27年度に復旧工事を実施し完了した。
- 医療施設や役場、公民館、公営住宅などの住民の生活環境やコミュニティ復活に係る公共インフラについて、被災した公民館については、平成24年8月に工事を完了している。医療施設(山木屋診療所)については、診療再開に向け平成26年から施設の改修工事を進めていたが、平成27年度に完了した。役場については、平成28年8月末の新庁舎完成を目指し事業を進めている。公営住宅(町営住宅)については、平成28年度の入居を目指し事業を進めているところである。